

大和市監査委員告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年12月26日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 山 田 己智恵

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 街づくり施設部
- 3 監査対象期間 令和3年12月～令和4年11月
- 4 監 査 年 月 日 令和4年12月26日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、街づくり施設部（街づくり総務課、街づくり計画課、道路管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 財産管理に関する事務
 - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 切手・はがきの受払に関する事務
 - (9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
 - (12) 市営住宅使用料賦課徴収に関する事務
 - (13) 市営住宅敷金の徴収・還付に関する事務
 - (14) 市営住宅駐車場使用料徴収に関する事務
 - (15) 開発行為許可申請等手数料徴収に関する事務
 - (16) 収入印紙の受払に関する事務
 - (17) 狭あい道路手続きに関する事務

- (18) 私道の寄附採納に関する事務
- (19) 原材料の管理に関する事務
- (20) 道路占用許可に関する事務
- (21) 法定外公共物占用許可に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(街づくり総務課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。